

意見等に対する県の考え方

意見等の概要	県の考え方
概成住宅街における再建築ができるよう緩和を求める。	現行基準でも一定の条件に該当する再建築は可能であり、さらに要件を見直しするものです。
観光資源等を活用した宿泊施設や店舗の立地及び当該企業の従業員の住宅建築ができるよう緩和を求める。	現行基準でも一定の条件に該当する宿泊施設や店舗は立地が可能ですが、南部・東部地域の地理的特性等を踏まえて、要件を見直しするものです。無秩序な市街化の防止のため、住宅建築に関する見直しは行いません。
建築行為が制限されるなどの不便があるが、今後も規制を続けるのか。	都市計画法において、市街化調整区域は無秩序な市街化を抑制するための区域と定められています。引き続き、市街化調整区域の趣旨を踏まえつつ、社会情勢の変化、地域の実状等を踏まえ、「保全」と「活用」のメリハリのある効果的な土地利用施策の運用を図ります。
外国人による不動産取得の制限など、地域社会を守る視点を盛り込むことを求める。	市街化調整区域の開発許可制度は、無秩序な市街化を抑制することを目的としており、不動産取得を制限するものではありません。
市町村まちづくり方針の策定過程における、地域住民の関わり方や説明会の有無は。	市町村がまちづくり方針を策定する際には、地域住民等の参加が必要と考えており、具体的な方法は各市町村において検討します。
審査基準について、説明の機会を設けることを求める。	審査基準は全て公表しておりますが、お問い合わせいただければ、個別に説明させていただきます。

まとめ：審査基準の見直しについては、案により改正手続きを進めることといたします。

なお、「市町村まちづくり方針」の名称を『ふるさとの保全と活用の方針』と決めました。